

水銀に関する水俣条約政府間交渉委員会第 7 回会合を開催



The Knights

水銀に関する水俣条約の発効に向けた準備作業として、3 月 10 日から 15 日までヨルダンにおいて、同条約の政府間交渉委員会第 7 回会合(INCT)が開催されました。

本会合では、締約国会議第 1 回会合において採択されるべき貿易手続に関する手引等について議論が行われました。

概要は以下の通りです。

(1) 会合では、平成 25 年 10 月に熊本県水俣市及び熊本市にて開催された水俣条約外交会議で採択された決議に基づいて議題が設定されました。

①技術的事項、②財政事項、③規則・法的事項及び④報告・有効性評価について、本会合、コンタクトグループ等において議論が行われました。

(2) 技術的事項については、条約に基づく手引の策定等に係る議論が下記のように行われました。

<水銀の供給と国際貿易(水俣条約第 3 条関係)>

- ・水銀の輸出入に関し、輸入国の事前の同意に係るフォーマットの使用方法などを示す手引を COP1 での採択を前提に仮採択しました。
- ・50 トンを超える量の水銀又は水銀化合物の個別の在庫および年間 10 トンを超える量の在庫を発生させる水銀の供給源を特定する方法等に係る手引を、COP1 での採択を前提に仮採択しました。

<水銀の排出(水俣条約第 8 条関係)>

- ・水銀の大気排出に関する BAT/BEP の手引に関し、一部の国から手引の位置付けに関する懸念が示され、手引と条約上の義務の差異を明確化するための修正を行った上で、暫定版として採択されました。

<暫定的保管(水俣条約第 10 条関係)>

- ・環境上適正な暫定的保管に関し、指針策定に当たってのロードマップが採択されました。

今後は、各国等が推薦する専門家の協力を得つつ、条約暫定事務局が指針案を作成することになります。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 28 年 3 月 17 日付 環境省、経済産業省報道発表資料

分析技術箇所 竹下尚長